

世田谷区子ども・子育て会議 第1回
(世田谷区子ども・子育て部会 第7回) 議事録メモ

日 時

平成26年10月29日(水) 14:00~

場 所

宮坂区民センター 2階大会議室

出席委員

和田会長、森田副会長、天野委員、池本委員、猪熊委員、明石委員代理、正岡委員、平林委員、秋元委員、五島委員、坂本委員、藤枝委員、谷合委員、中山委員

欠席委員

太田委員、加藤委員、相馬委員、普光院委員、横矢委員

事務局

岡田子ども・若者部長、香山子ども育成推進課長、上村子ども・若者部副参事、小野児童課長、梅田保育課長、田中保育計画・整備支援担当課長、百瀬子ども家庭課長、片桐若者支援担当課長、岩元学務課長、大澤教育委員会事務局副参事、

資 料

1. 世田谷区子ども・子育て部会委員名簿
2. 世田谷区子ども・子育て会議条例
3. 世田谷区子ども・子育て会議条例施行規則
4. 世田谷区子ども計画(第2期)素案に関する区民意見の概要について
5. 世田谷区子ども計画(第2期)答申案(たたき台)
6. 子ども・子育て支援新制度の給付施設・事業にかかる保育料(案)について
7. 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用調整について

参考資料

- ・委員提供資料

議事

香山課長：皆さんこんにちは。定刻になりましたので、第7回子ども・子育て部会を開催いたします。今回より条例設置となる「子ども・子育て会議」を兼ねて開催させていただきます。今日は1回目となりますので、よろしく願いいたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。進行をさせていただきます、子ども・子育て推進課長の香山です。よろしく願いします。

委員の皆さまには子ども・子育て会議の委員への就任をご承諾いただきまして、ありがとうございました。本日、委嘱状について机上に配布させていただいていますので、よろしく願いいたします。子ども・子育て会議の任期は27年3月31日までとなりますのでよろしく願いいたします。また、前回より、世田谷区立幼稚園PTA連絡協議会会長をされています藤枝美佳さんが委員になりました。本日が初めてのご参加となりますので、自己紹介をお願いします。

藤枝委員：はじめまして。世田谷区立幼稚園PTA連絡協議会の会長をしています、藤枝美佳と申します。よろしく願いします。

香山課長：よろしく願いいたします。

本日の委員の出欠席でございますが、太田委員、加藤委員、相馬委員、普光院委員、横矢委員から欠席のご連絡をいただいています。なお、天野委員、森田委員につきましては遅れていらっしゃいます。また、松田委員の代理としてせたがや子育てネットの明石さんにご出席いただいております。よろしく願いいたします。

それでは開会にあたりまして、子ども・若者部長の岡田より、あいさつをさせていただきます。

岡田部長：今日はお忙しいところ、ありがとうございます。今、香山から話がありましたように、第3回の区議会定例会で議論していただいてまいりました、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等、5つの条例が全会派一致の賛成で成立しました。ありがとうございました。あと残すは保育料条例ということになります。これを11月の第4回区議会定例会に提案するというので、今、その準備を進めているところです。今回、子ども・子育て会議条例も一緒に制定しまして、この会議がこれまでの子ども・子育て部会から、世田谷区の子ども・子育て会議という条例に基づく会議体として、新たにスタートするという事です。引き続き委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。今日からは子ども・子育て会議の委員ということで、これまで同様ご協力のほどをお願い

いたします。

今日の議題としては、子ども計画第2期の答申案たたき台についてということで、研究会でもご議論いただいたものを席上に配付させていただいていますが、こちらについてご議論いただきます。それから、先ほど申し上げたように保育料の条例についての案を示しておりますので、そちらについてもご議論いただきたいと思います。そして、子ども・子育て支援新制度施行にともなう利用調整、入園のときの指数付けの問題についても議題としてご議論いただく予定です。ぜひとも活発なご議論をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

香山課長：ありがとうございます。続きまして、お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。

まず、次第です。ただいま申し上げましたように、本日は3件の議事を予定しています。続いて資料1が委員名簿です。資料2、資料3は子ども・子育て会議の条例、及び施行規則です。資料4は計画素案への区民意見の概要です。資料5は冊子でして、子ども計画(第2期)答申案(たたき台)です。続いて資料6は、議事2にかかる資料です。子ども・子育て支援新制度の給付施設・事業にかかる保育料(案)です。続いて資料7が利用調整にかかる資料です。最後に参考資料として普光院委員からご提出いただいた資料です。資料は以上です。

それでは議事に移らせていただきたいと思います。子ども・子育て会議の会長は、委員の互選により、副会長は会長の指名により選出することになっています。今年度いっぱい、子ども・子育て部会を兼ねて開催いたしますので、部会同様、会長を和田委員、副会長を森田委員に務めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは和田会長、森田副会長、どうぞよろしくお願いいたします。これより進行は和田会長にお願いしたいと思います。

(1) 子ども計画(第2期)答申案(たたき台)について

会長：新しい体制になりましたが、引き続きよろしくお願いいたします。まず、子ども計画第2期の答申案について、素案からの修正点や、本日、中心に議論すべき事項、ポイントについて事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは事務局より説明いたします。まず、前回の部会でご議論いただいた子ども計画第2期の素案については、この10月14日までを期間としてパブリックコメントを行い、区民からのご意見を頂戴しました。また、10月4日にシンポジウムを行いまして、そちらでもご意見もいただきました。資料4にパブリックコメントとシンポジウムの概要をまとめています。パ

ブリックコメントについては124名、シンポジウムについては25名、合計149名の方からご意見をいただきました。意見の内容については裏面をご覧ください。計画全体に対するご意見や、親の子育て力の向上、保育施設整備、新BOPの充実などのご意見をいただいています。これらの意見については、今後区の考え方を示したうえで、子ども計画(案)の策定のときに勘案したいと考えています。

それでは本日の議題でございます計画答申案たたき台について説明させていただきます。資料5をご覧ください。表紙をおめくりいただきまして、「子ども計画の基本理念」について修正しています。「子ども目線」を重視しまして、「子どもは、一人ひとりが今を生きる主体であるとともに、未来の希望です」と修正しております。また、2段落目も「子ども」に関わる表現を先に記載するよう修正しております。

続いて16ページをお開きください。重点政策の章ですが、当初、素案の段階では重点政策が後ろにきていました。重点政策は前にもってきた方がよいのではないか」というご意見をいただきましたので、計画の内容の章と入れ替えをしております。重点政策として3つを挙げておりまして、それぞれ項目を立てまして、具体的な記載をしております。

まず、重点政策の1つ目、「妊娠期からの切れ目のない支援・虐待予防」では、3つの項目に整理しております。1つ目が、「喜びと楽しさを感じられる子育てを、身近な場から支えていきます」としており、つどいの場やリフレッシュの機会を充実する、新たに利用者支援事業を行うといった施策を展開していきたいとしています。

2つ目は、「潜在ニーズを把握し、ニーズや家庭状況の変化に合わせて切れ目なく支える」として、リスクの高い家庭を、早期にキャッチするということを目標として掲げています。

17ページには、「切れ目のない支援のイメージ」を図で示しています。図の上段については日常を過ごす場として、ひろばや保育所、幼稚園、学校等を記載し、横軸を年代別に示しています。図の中段は、何かの困りごとや相談があったときの受け皿として、「このような施策がある」ということを図で示しています。黒枠に白抜きになっているところ、例えば、3~5歳で保育所にも幼稚園にも通っていない方、もっと前で言うと、乳児健診未受診の方など、つながりにくい方がどうしても支援から漏れてしまう、そのような方へのアプローチが今後、必要でないかということを示しています。また、つながりの中で保育所や幼稚園から小学校、小学校から中学校というように、ライフステージが変わる段階で情報や支援が途切れてしまいがちです。そのようなタイミングでどのようにつなげていけば良いの

か、そこが課題になるかと思えます。3つ目としては、地域包括ケアシステムの推進を掲げています。

続いて18ページをご覧ください。重点政策の2つ目、「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」として、現在課題になっている待機児問題等、保育・教育行政に関する政策を掲げています。

1つ目には、子ども・子育て支援事業計画に基づく基盤整備を、2つ目には、質の確保に向けた取組みを掲げています。19ページには保育の質を支える仕組みのイメージを図として示しております。こちらにつきましては、参考資料として配らせていただいた普光院委員の資料と併せて後ほどご意見いただければと思えます。

21ページは重点政策の3つ目です。こちらには、「子どもの生きる力の育み」ということで、「地域で豊かな社会体験や機会を重ねる場と機会の充実」や「地域で子どもが安心して過ごせる場所、活躍できる機会をもてる環境づくり」など4つの項目を掲げています。22ページでは、外遊びの推奨を載せています。重点政策については以上です。

次に25ページをお開きください。25ページからは計画の内容となりますが、素案で取組み例示として挙げた項目ごとに、施策展開として具体的な記載を行っております。こちらについては、時間の都合もあり、個別の説明は省略させていただきます。ご覧いただきまして、ご意見やご質問がありましたらいただければと思えます。

次に74ページからが、子ども・子育て支援事業計画になります。76ページの表をご覧ください。幼稚園に関わる需要量見込みと確保の内容を示す表でして、本来、新制度に移行する幼稚園と移行しない幼稚園を分けて記載することになっています。27年4月時点で新制度に移行する・しない園についての状況が概ね明らかになりましたので、分けた数値を記載しています。

最後に85ページをお開きください。今後の若者施策について第4章の計画の内容と同様に、それぞれ施策展開について書き込んでいます。駆け足になりましたが、説明は以上です。本日、中心にご議論いただきたいところは、重点政策と計画の内容になりますので、よろしく願います。

会長 : ありがとうございます。それでは子ども計画答申案たたき台について事務局から説明がありました。重点政策あるいは計画の内容についてご意見をいただきたいと思えます。

副会長 : 研究会でも議論しましたので、そこで議論になったポイントについて少しお話しをさせていただいて、それを踏まえて皆さんにご意見をいただければと思えます。

まず1つは、書きぶりの中で、いわゆる、言葉をどのように使っていくのかということ、あるいは、文章の主体、主語をどのようにしていくのかということについては、かなり議論がありました。具体的には、「子どもたちに」何をさせる、ということではなくて、「子どもたちが」何をする、あるいは、「親たちが」何をする、というかたちで、主語を明確にしながら、その中で具体的に自治体はどのような責任をもって事業を進めていくかという、書きぶりの問題として議論がありました。これは単に書き方の問題ということではなくて、国際的な施策の取組み方、方向性を考えても、やはり主語は当事者である「子ども」でなければならないということです。また、16ページの重点政策、「妊娠期からの切れ目のない支援」で言えば、「切れ目のない」という表現が本当にこれで良いのか、といった議論もしています。「切れ目のない」という言葉自体、「区民はこれで分かるのだろうか」というような話もありましたし、切れ目がないだけでなく、きちんと施策と施策が重なり合って、必要な人たちがそのサービスから決して落ちないような、必要な取組みがきちんと届くようなものであってほしいということがあります。

17ページのところに非常に重要な図があります。各年齢の中でサービスをどのように展開し、支援から外れやすい人たち、サービスにつながっていない人たち、あるいは、つながろうとしない人たちなどをつなげていくかということです。保護者の事情はいろいろあると思いますが、そこで育てられている子どもたちは人権侵害にあってしまう場合もありますので、子どもの立場としてはどうしてもつながってもらわなければいけませんし、つながりたいが繋がらない人たちをどのようにしてつなげば良いのか、そのような検討もこの中では行っていくということです。

19ページの図については抜本的な修正要請も出ています。研究会は先週だったのでここでは、事務局案のままですが、これを決まった図であるとは考えないで、「子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上」とした場合にこの図で良いのかどうか、何が中心となるのかということですから、具体的に、何が支えて何に向かおうとしているのか、そのようなところが議論される必要があります。保育のガイドライン案をいろいろな団体の方たちと一緒につくってきたところなので、そのようなことについても皆さんからご意見がいただければ良いのではないかと思います。

21ページからは、子どもたちがどのような力を持って生きていくのかということです。21ページの冒頭のところで、「子どもたちが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ…」とありますが、このようなところについても、最終段階では子どもを主語にしてもう一度見直してみると

ということで、学童保育などで非常に苦勞されていた書きぶりを、ここでもう一度再点検してみるということが必要になるのではないかと、そのような意見が出ています。

会長 : ありがとうございます。副会長から研究会での議論をお話をいただきましたので、見直し項目についてはそのような方向で見直し作業が行われると思うのですが、たとえば、17 ページの図のところ、現在の図で下のところは支援から外れやすい方、先ほど出たように小・中・高となっていくようなところ、ここでは「ステージが変更しても情報をつないでいく仕組みが必要」となっていて、この辺りも含めてこの図そのもの、すごく苦勞されたかと思います。切れ目のない支援のイメージということで図が描かれていますが、これを見て切れ目がない感じが果たしてするでしょうか。色々な要素が入っているので、少し難しいと思います。図の描き方にもよるのですが、ここで言おうとしている、「切れ目のない支援」という言葉そのものについてはどうでしょうか。うまくこれで通じるのかという話です。確かこれは地域包括などで使っていた言葉でしたでしょうか。

副会長 : これを見ていった場合、たとえば、若者、子どもたちの側からすると、「切れ目のない支援が行われていく」ということが必要なのかどうか。若者・子ども側からの見方としては、「やり直しがきく」とかいったことになるのではないかと。一旦、不登校になったとしても、そこからもう一度やり直しができるのか、引きこもったとしても、どんなかたちでも地域が支えていく、そのような視点で考えてみても良いのではないかと思いました。子ども側からすればどういう言葉がいいか、「やり直しがきく」、「失敗が許される」がいいのか、「失敗」と言うと非常に抵抗があるとすれば、「いろいろなかたちでの自分の挑戦」というような言い方もできるかもしれません。「支援」とすれば、行政が行う支援であったり、地域が行ったり大人の側が行う支援というイメージなるのですが、そのところでどちらを主体として書いていくかによっては、もう少し違う言葉の方が子どもたちには伝わっていくのかなという気もします。

会長 : すごく大事な視点だと思います。今のお話であった、「やり直しがきく」とか「挑戦できる」とか、そのようなことを子どもたちができるようにするため、「切れ目のない支援」というものが必要であるというイメージですかね。したがって、切れ目のない支援を子どもたちに対して、行政がどのように提供していくのか、そこを前面に出した方が、子どもがそれを見たとき、あるいは、親が見たときにも、「こういうことを考えているのか。そのためにこのような支援の仕方をするのだな」というように見えるようなことを考えたらどうかということですが、いかがでしょうか。

- 委員 : 「切れ目のない」というのは支援者側の言葉なので、子どもとしてはピンとこないのかなという印象を持ちました。「包括的な」などといった、守られているような言葉を当てはめた方が、受け手にとっては安心感があるのではないかと思います。
- 委員 : 「守られている」というのもひとつの案だと私も思います。子どもの側からすれば、いつでも再チャレンジできるというイメージが持てることが必要だと思います。また、「切れ目のない支援」という言葉ですが、時間的な流れとして切れ目がない、ということは分かるのですが、この場合だと未受診の方とか、保育園にも幼稚園にもつながっていない方などについて、漏れがない、取りこぼしがない支援、といったように時間的な話だけではなくて人のひろがりの関係も示しています。そうであれば、「端から端まで取りこぼしのない」といった言葉も入れたら分かりやすくなるのではないかと思います。
- 会長 : そうですね。年齢が上の部分にありますから、「切れ目のない」というイメージが主に時間的な流れの方に行ってしまうのですが、おそらく支援から外れやすい方を含めているのは、全体の中で年齢にしたがってこのような流れをつくって、しっかりとサポートしていくようにしたことと、支援から外れやすい人についてもサポートする仕組みをつくる、そのようなイメージでしょう。しかし、ここであまりにいろいろなことを書き込むと複雑な図になってしまい、解釈するための注釈が必要になりそうですね。
- 事務局 : 年齢を基準にして、「区や地域ではこのようなことをやっています」ということを、まず図として示したうえで、切れ目のないように見えても実は漏れていたり、先ほどもご意見があったように、「やり直す」とか「チャレンジする」とか、「どこの場所でも戻れる」といった支援があるんだ、というものを見せないといけないと考えております。本当に切れ目がないというところでは、「切れてしまった人を、どうつなげて支援していくか」ということを打ち出していけないといけないと思います。
- 委員 : 言葉の問題ですが、図の左上に、「地域資源」と書かれていますが、これは一般の人が読むと何のことか少し分かりにくいのではないかと思います。おそらく施設とか設備のことだと思うのですが、そういう意味でしょうか。
- 会長 : そうですね、そういう意味で使っていると思います。
- 委員 : それで、この言葉だけを見ると何のことか伝わりにくいのではないかと思います。
- 会長 : ここの図ではあえてなくても良いかもしれませんが、おそらく施設や民生・児童委員といった地域の人もみんな資源ということですよ。

- 委員 : 1つよろしいですか。「切れ目がない」とか「取りこぼしがいい」とかいうことについて異議はありません。小学校、中学校、高校というかたちで時間軸が動いていて、行政としては子ども家庭支援センターの記載があります。学校が記載してあって、幼稚園も記載してありますが、たとえば、教育委員会などは図の中に出てこなくても良いのでしょうか。別に体系図を描いているわけではないと思うので、目的としては支援する場に絞って描かれている図であると思うので、なくても良いのかもしれませんが、教育委員会委嘱の事業で学校と地域をつなぐ青少年委員さんだとか、そのような部分で関わりがありますし、時間軸の子どもたちが存在するカテゴリーで言うと小・中学校はかなり大きな部分があるので、ここに教育委員会という言葉がなくても大丈夫なのかということをおもいました。
- 会長 : それについて事務局からご意見はありますか。
- 事務局 : 特にここでは子どもが日常利用する身近な場を書いています。教育委員会などももちろん子どもや保護者と関わりを持っていますが、逆に子どもたちが身近に関わる場というものはもっとたくさんあると思っています。そこをどのように記載すれば良いのか難しいところでして、代表的な身近な場の例示として、場や事業を記載しております、教育委員会のような組織まで記載しきれないという状況です。
- 委員 : 別に教育委員会と書いてほしいという意味ではなく、学校の背景にあるものとして、教育委員会の存在は大きいのではないかと思います、発言いたしました。
- 委員 : それなら、新 BOP、プレーパークとあわせて、世田谷区に2か所ある「ほっとスクール」も行政支援のカテゴリーの中に位置づけても良いのではないのでしょうか。
- 会長 : もともと重点政策1つ目の項目名が、「妊娠期から切れ目のない支援・虐待予防」となっているのですが、この切れ目のない支援というイメージは、時間軸だけではないという話もありましたが、とにかく0歳、あるいは産前、そこが大事です。そのあたりから若者の支援までずっと連続的な支援体制を持ちますよと、そのようなところを強調したい、それが見えるようにしたい、というところがあると思います。いろいろ他の要素を入れ過ぎてしまうと複雑になってしまいますし、このように切れ目なくやっても、そこから外れてくる人たちがたくさんいらっしゃいます。「虐待予防」と書いてあるように、そこから外れやすい方がいるという問題を、大事な要素として、そこをどのようにサポートするかということも、この図の中には入れる、そこまでの図にするべきかなと思います。
- その場合、先ほどお話があったように、政策として切れ目のない支援を強

調しているのは良いが、全体からすると、切れ目のない支援でどういう子どもの状態をつくらうとしているのか、そこをしっかりと入れた方が良いのではないかと、少し改良する必要があるのではないかとということです。

委員 : 小学校や中学校、高校と書いてあるのですが、イメージとしては公立校なのかなと思います。実際、世田谷区では私立校に行かれる方がたくさんいて、私も民生委員をやっているのだから分かるのですが、小学校から私立の中学へ行くときに顔が見えなくなってしまうので、そこでも切れてしまうということがあります。「学校」ということで書いてはあっても、学校が私立で通うところが地域から遠くなってしまうと、途端に地域から離れてしまいます。一度離れてしまうと、地域に戻ってこれないという現状があるので、世田谷で暮らしている小学生、中学生の子どもをどこかで見ることができるようになっていると、たとえ私立で遠くに通っていても生活する場がここにあり、「わたしたちは守ってもらえる」、「再チャレンジができる」ということが伝われば安心につながると思います。そのようなものを子どもたちに見せようとした場合、少しここの説明が足りないのかなという感じがします。

会長 : ご指摘はすごく大事なことだと思います。わたしも町内会の副会長をやったことがありますが、そのときに一番困ったのは、半分ぐらいのお子さんが私立に行っていて、子ども会はみんな学校のエリアでつくってしまっているの、その人たちが全部抜けてしまうということで、どのようにすれば良いか、すごく悩みました。おそらく世田谷でも同じ状況でしょう。そうすると、「切れ目のない」と言っても、世田谷内の小中学校、高校であればつながっていますが、そうでない人は地域と切れてしまう可能性がありますので、そこをどうすれば良いかということです。

もう一つは先ほどからお話ししているように、これは象徴的な図ですから、この中に全部入れ込むということの難しさ、今、ご発言のあった問題意識は確かにそのとおりなのですが、全て入れ込むことにしてしまうと非常に複雑な図になります。たとえば、子どもが私立に行っても地域との接触、サッカーチームで一緒だとか、いろんなところでつながりがあるようにできるのかどうか、そこが実際にはなかなか難しいのですが、どうしていくのかをこれから考えていかないといけません。子どもが小学校や中学校から私立に行ってしまう、昔の友だちとの付き合いは若干あっても、ほとんどつながりのないままずっと大学まで行ってしまえば、仕事に就いている人が地域とのつながりがないのと同じような状況になってしまいます。小さいときからそのような人が多い地域となると、かなり大きな問題があるのではないかと思いますので、これはどこかでどう考えるかという

課題があって、今回の中でもそれは考える必要があるのではないかと思います。この、「切れ目のない」中にいれていけるでしょうか。

委員 : 地域の資源の中に、そのように外へ出た人を支える資源があまりないように感じます。民生委員などは入っていますが、もう少し社会資源として、地域に帰ってこられるようなきっかけをつくる社会資源が他にないものでしょうか。私立の小学校に通っているお子さんは学童には行けますが、公立の小学校に行っていないと BOP には入れません。

会長 : おっしゃっていることは良く分かりますが、具体的にどのようなことでしょうか。たとえば、世田谷区の中で私立に行っている子どもと地域の子どもと一緒にやれるように意識的にプログラムをつくって活動しているというようなことがあれば、それを広げていくということも考えられます。

副会長 : 児童館というのはそのような場であるし、今度の青少年交流センターなどもまさにそのような場です。昨年に展開されていたオルパでは、私立に行っている子も区立に行っている子も、本当に多様な子どもたちが来ていたので、そのような地域の場、自由に動けるようになった年代の子どもたちが主体的に集える場があれば、そんなに心配する必要もないかと私自身は思います。そういう意味で地域の中にいろいろな年代の子どもたちが集えるような場をきちんと整備していくということがひとつ大事な政策ではないかと思います。図の上の方にある青少年交流センター、児童館などです。中高生タイムなどをつくってもっと広範なかたちで中高校生の場を広げていくという取組みも、まさにそこに入ってくると思います。

事務局 : 児童館の中高生タイムなどでは公立だけではなくて、近隣の私立中高もいろいろなかたちで関わっており、通過点で途中下車して寄ってくれている私立の中高生もいます。様々な立場の子ども達が交流する場にしていくことも児童館の役割であって、そのような取組みは重要と思っています。

会長 : 児童館が 0 歳から 18 歳ぐらいまでをずっとカバーしているというこの図には、そういう意味があるのでしょうか。

事務局 : そうですね。今年度からは中高生支援館を地域 1 か所ずつ整備していくなど中高生支援の充実を図るとともに、子育てひろばを各児童館で実施しており、午前中にはたくさんの親子が来ています。この図で 0 歳より、さらに左の方まで円が伸びているのは、マタニティの方たちにもぜひ来ていただくようにご案内しているということです。マタニティから小さい乳幼児、親子さんと触れ合うところをつくりながら、子育ての支援を 0 歳前からしていくことを示しています。

会長 : そういう問題意識は持ち続けていただいて、次の 19 ページの図に移りたいと思います。いま検討していただいているところのようですが、こちら

について何かご意見はありますでしょうか。

事務局 : 19 ページにつきましては、参考資料として配布した普光院委員から提案いただいた図と合わせてご覧いただければと思います。

会長 : この提案いただいた図を説明できる方はおられるでしょうか。

副会長 : ご欠席の委員に代わり説明します。これは基本的に保育施設を真ん中にして、保育の質を担保していくという図です。具体的には、保護者と子どもを合わせた家庭があり、その家庭同士がお互いにつながり合いながら保育施設のところに利用者として関わっています。保育施設は保育ネットワークという地域ネットワークに入っているいろいろな活動していくわけですが、その保育施設やネットワークを行政が支えているという構造です。冊子 19 ページの図にある世田谷区の保育というのは、保育というのがまずあって、保育という概念と保護者が、それぞれ子どもに向かっているわけです。普光院委員のご意見では、子どもと保護者が一つの家庭として表れている、そういう考え方です。ここが、区の示す図と違うところです。区の示す図がどういう意味合いでつくられているのか、事務局から話していただければでしょうか。

事務局 : こちらの図は世田谷区の保育の質を支えるということで、運営事業者と世田谷区を一番下に置いて、下支えをしているかたちになっています。各保育施設でも指導監査、自己評価、アンケートなどやって質の確保に取り組んでいるということが真ん中の保育ネットワークの横に描かれています。保護者・地域と保育は両矢印になっているのですが、保護者支援もしているし、保護者や地域にも保育施設が支えられているということで両矢印にし、地域や保護者、保育施設、すべての人が子どもを支えて、子どもたちの成長を支援しているというイメージを子どもに向けた矢印で表しています。

会長 : 表題もありませんが、計画にある図の名称は何になるのでしょうか。

事務局 : 保育の質の確保に関する図となります。

委員 : どちらの図もそれぞれ大事なところはしっかり押さえられていると思いますが、普光院委員の図は家族支援というところが割と強くて、子ども同士がともに育つ、仲間とともに育つ、という観点が見えてこないかなと思います。あと、どちらも各施設の質の向上として PDCA 循環を記載してありますが、ここに評価や監査については載っているのですが、やはり大事なのは保育の Plan と Do、計画と実践です。まずは保育の計画と実践があって、そこをいかにしっかり評価するかという仕組み、それを次の計画に生かしていくということで、その循環のすべてが必要です。普光院委員の図は研修についても書かれてありますが、両図とも、「評価」が強く打ち出されている印象を受けました。また、区の図では、児童憲章、児童福祉法、

保育指針があり、それに基づいた世田谷区の条例やガイドラインを記載していますが、今後のことを考えると、保育所保育指針だけでなく、認定こども園教育・保育要領も記載しなくても良いのかなと少し思いました。それから、普光院委員の図に、専門性の理解、情報の共有、見守り、保育への参画・参加という言葉がありますが、専門性ももちろん大事なのですが、保護者に専門性を理解しなさいというのは少し違うような気がします。もっと保育内容の理解とか、子どもと保育内容の関わりなどの理解など、子どもや保育についての理解を、相互的な関わりの中で深めていく、というようなところが大事かなと思いました。

- 会長 : ありがとうございます。どうですか今のところでほかにありますか。
- 委員 : この図は保育の質ことを言っていて、保育サービスが中心になっています。ところどころの統一の仕方といいますが、18ページには、「子育て家庭のニーズに沿った保育・幼児教育及び、子ども・子育て支援事業の基盤を整備します」とありますが、次の19ページの表を見ると、保育ネットワーク中に幼稚園が入っていません。新制度に移行しない園もたくさんあり、そういう園が多いと思いますが、そうした幼稚園の位置づけも、保育施設ではないにしても、この中に入れなくても良いのかなと思いました。今後、世田谷の子育てということで保育所も幼稚園も一緒に考えてやっていく、そのような仕組みを上手につくっていくことを表せば良いのではないかと思います。
- 委員 : 今猪熊先生のご発言になった件ですが、私はこの19ページの図ならびに委員提出資料の図を拝見した際に思ったこととしては、これは保育所に限定した質の確保ということで描かれているのだと解釈しました。こういう図の中に私立幼稚園や公立幼稚園が同じ枠組みの中に位置できるのかどうか、その辺りのところは別の課題ではないかということ、今ご指摘いただいたような点とともに考えているところでした。「入れてほしくない」と言っているのではなくて、この図に関していえば、保育所限定の図のかなと、そのような思いで拝見していました。
- 委員 : しかし、給付施設に移行した園は入ってこなければならぬと思えますし、その給付施設に幼稚園や認定こども園が入る以上、しっかりとした評価も、いろいろな意味での情報公開もしなければならぬのが原則、前提だと思います。
- 委員 : 施設型給付に移行した園に関してはおっしゃるとおりだと思います。
- 副会長 : 保育ネットワークそのものは、もともと幼稚園も入ってスタートしたものです。これは10年前にスタートしています。保育ネットワーク自体はもう少し大きな概念であって、たとえば、民生委員の方々や児童養護施設、

地域の中で子育ての集いなどをやっていらっしゃる方も入ったりと、多様なかたちで色々な人たちが入っています。そういう意味でこの「ネットワーク」というものは、保育ネットワークの仕組みを指しているのか、あるいは「ネットワークを組んで取り組んでいく」という意味で書いているのか、そこによると思います。5つのネットワーク組織そのものを指しているのだとすれば、もう少し広範な取り組みをしているものとして書いてもらわないといけないでしょう。もちろん、こども園も幼稚園もありますので、そのような中で全体像を描き切るのなら描き切った方が良いでしょうと思います。

もう1つは、常に子どもと保護者、区民の方たちにとって最も良い環境を用意し、支援を展開していくという方向性をこの中に書き込まないといけないので、そういう意味では子ども理解、親理解、あるいは家庭理解というものを、どう支援するかというところの応答関係がどうも見えません。応答関係が見えないと一方的な支援になってしまうので、常に言い続けている、子育てというのは保護者と社会的施設との共同の営みであるということが出てこない、一方的にサービスを受けるという対象になってしまいます。それはやはり避けたいので、そういう意味では、ぜひこの中で子ども理解、保護者理解を入れ、ともに保育内容を充実させていくということを示してほしいです。また、その保育内容を充実させていくためには、先ほど天野委員がおっしゃったように、PDCAのPlan、Doのところは抜けているようなので、計画や実践など保育の具体的な仕組み、質の向上につながるためにガイドラインをつくっていますので、そのガイドラインを活用していくということを示せたらと思います。

もう1つお願いしたいのは、児童憲章・児童福祉法・保育所保育指針と出ると、やはりこれはグローバルスタンダードとしての「子どもの権利条約」をこの中にきちんと位置づけるということが必要だと思います。それを踏まえて、世田谷区の保育というのは世界に恥じない、世界をリードしていくような保育の質をここで担保していくという決意、それをしっかり示せたら良いと思います。

会長 : ありがとうございます。ずっとやっていると事務局としては、かなり頭が痛いでしょうが、大体の方向性は出たと思います。

あと、PDCAに関しては、区民の方が見られた際、これが何を意味するのか少し分かりにくいので、保育の計画、実践というように、先ほど委員がおっしゃったようなかたちで分かる言葉に換えて、それをこういう方法で評価し、研修で力を高めていく、そのようにしていただければ良いかなと思います。あとは、今副会長がまとめていただいたので繰り返しません。

大体今までのご意見を整理したかたちでお話ししていただきましたので、事務局で修正をお願いします。この調子で行くと相当な時間がかかってしまいますが、重点政策は大事なところなので時間をとりました。重点の最後、「子どもの生きる力の育み」については何かありますか。

副会長 : 基本的に世田谷区は子どもたちの遊びというものを非常に大事にしていくということで、今、問題になっていますが、子どもたちが元気に思いっきり遊べるような場所、空間、そして人というものをしっかり用意していくということです。この点については、特に在宅で子どもを育てていたり、子どもたちが小学生以降になると外で十分に遊びたいということがあるので、この辺りの機能をしっかり用意していただきたいということを申し上げています。

会長 : こちらについて何かご意見はあるでしょうか。

委員 : 子どもの生きる力の育みについても、子ども側の目線というものが大きく出ていると思います。今色々言われている外遊びの問題、地域の中に保育園をつくらうとする際、子どもの声がうるさいということで住民運動が起こるなどの問題が色々あります。世田谷区という1つのコミュニティの中に赤ちゃんからお年寄りまで共存しています。すべての人間は産まれてから死ぬまで、必ずそれぞれの年齢を通して生きていくわけで、そのことを区民全体のこととして考えて、それを受け入れていくという視点をどうにかして入れられないものかなと思います。それはコミュニティ形成の話かもしれませんが、お年寄りも含めてもともと住んでいる人とか、あるいは、高額所得者であるとか、そのようなものを越えた「みんなが」という視点が入れば良いと思います。

会長 : 「子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成を支えます」とありますが、おそらく趣旨はそのようなことではないかと思います。

委員 : 「支える」、「育てる」、どのような表現が良いのでしょうか。「育ち上がった方」に対してはちょっと失礼な言い方になるかもしれません。

副会長 : たとえば、「大切にします」なども考えられますが、少し抽象的になってしまいますか。

委員 : 「積極的に良さを伝え合う」とかも良いと思います。子どもはそんなにうるさいだけの存在ではなくて、その子がなぜそのようなことをやっているのか、そこがもっと理解されることによって受け入れられたりすると思います。「異文化」となると受け入れにくくなりますが、日本社会の中にも異文化が存在していて、異文化交流、多文化交流というものが非常に重要ではないかと思います。

会長 : コミュニティということですが、「子育てをみんなで支援しよう」という

意識を全員が持つという無理があるので、そうでない人たち、消極的な人たちもいらっしゃる中であっても、保育園がしっかりつくられていくとか、地域で支援活動をする人たちが増えてくるとか、そうしていく以外には難しいところがあると思います。たとえば、「静かに暮らしたい」という人について、「静かに暮らしながらも、子どもの元気な声があるのもすばらしいですね」という思いになるよう積極的な働きかけを、それぞれのシーンの中でやっていく必要があるのではないかと思います。

事務局 : 子ども計画は子ども条例に基づき、子ども施策を中心とした計画ということもありまして、できればその中にも色々盛り込みたいのですが、具体的な事例を考えますと、今おっしゃっていただいたように、いろいろな施策や事業をやっている他の分野と連携して総合的なまちづくりを進めていく、そのようなことが最終的な結論になってきます。したがって、今の子ども条例には前文でしっかり子どもの権利を明確にした上で、それを擁護するつくりになっているわけです。これもいろいろな経緯があって現状の条例になっているわけですが、そのようなことも踏まえて現在、区では新たな基本構想と基本計画がスタートしています。その中で冊子の表紙に、「子どもが輝くまちをつくる」ことが宣言してあるわけですが、そのように子どもを中心とした地域づくりを進めていくということを、区として内外にアピールする、そのような姿勢を表明していくことができないか、今、検討しています。きっかけとしては、ある保育園の保護者会代表の方から外遊びの制限をかけるという苦情を区長が2年前に受けたということが1つあります。それともう1つ、東京都の昔の公害条例、今は環境確保条例というのですが、騒音の規制は「何人も」となっていて、すべての人が出す音が騒音の規制対象になっています。これはこれで歴史的意義があるのですが、こちらについて東京都では子どもの声や、一緒に保育する保育士の声などを規制の対象から外すという動きが出てきています。実際に保育園を整備している部署が区にあるのですが、ますます静かな住宅街の中に保育園を整備せざるを得ない状況になってきていますので、整備計画などを説明しますと、やはり近隣の方からはいろいろな苦情等をいただくという現実もあります。区の方から一方的に、「子どもの声なんて、みんな我慢しようじゃないか」ということは言えないというのが現実ですので、総合的にみんなが受容し合えるような地域社会、そのような社会づくり、まちづくりを進めていきたいという意思表示を何らかのかたちでやれないかということを、法律や条例など実際の事業の現実等を踏まえて検討しています。その辺りの内容や時期がある程度固まってきましたら、この場でもまたご報告してご意見を頂戴できればと思っています。

- 会長 : ありがとうございます。ご発言いただいた趣旨は、区としても特に基本構想・基本計画でも打ち出しているということなので、そのあたりを踏まえて少し強めの文章にさせていただければと思います。そこを区民に強制することはできない、それは仕方がないと思います。
- 次に行きます。76 ページをお開きください。先ほど説明がありました、新制度に移行する幼稚園、移行しない幼稚園の状況の整理ができたから数値を入れたという話です。ここについて何かご意見がありますか。
- 副会長 : 基本的には今の段階ではこの数字ですが、もしかしたら、この数字自体もすぐにまた変わる可能性もあるということですよ。幼稚園や保育所からも認定こども園に移行される方も出てくるかもしれません。
- 事務局 : 今のところ移行する意向が確認できた園の数値を入れています。
- 副会長 : そうですね。現時点で分かっている、確定している数字を書かれたということですね。
- 会長 : それでは特によろしいですかね。それでは 85 ページをご覧ください。若者支援の取組みについてですが、いかがでしょうか。
- 副会長 : 具体的に、今やられているものからプラスアルファになったところは何が書かれているのでしょうか。
- 事務局 : 現行の取組みから、これから取り組むものまで全体的に網羅しています。森田副会長が会長を務めていただいている子ども・青少年協議会の小委員会でも今、この内容で、居場所を中心として議論を重ねていただいているところです。
- 副会長 : 88 ページのところでしょうか。現行と変えるところ、あるいは、現行から新しく展開していくような事業というものは書かれているのでしょうか。委員の皆さんはあまりご存知ないと思いますので、若者の部分は今、始まったものに加えて、この5年間でこういう方向性が出てきているということはお話ししていただきたいのですが。
- 事務局 : 基本計画に位置づけているのですが、この「(1)若者の交流と活動の推進」と、「(2)生きづらさを抱えた若者の支援」は、現行で取り組み始めた施策を中心に記載しています。「(3)若者の社会に向けた文化・情報の発信の支援」については、これからの取組みとして記載しておりまして、現時点での区の施策としての取組みはないので、特にこの部分についてはこれから議論を重ねながら来年度以降で取り組んでいくことを考えております。
- 会長 : こちらの部分についてご意見はないでしょうか。または、全体についても何かありましたらお願いします。
- 委員 : この冊子全体について、どこでも大丈夫でしょうか。

23、24 ページにある計画の内容の体系図ですが、ここで気になった部分がありました。「2 保育・幼児教育の充実」の「(3) 保育と幼児教育の一体的な提供」の中に「認定こども園の普及・促進に向けた取組み」と書かれています。その前には、保護者の状況やニーズに合った施設サービスを選択できる自由がある、と書かれています。そう言いながらも、認定こども園の普及・促進が大きな目標として掲げているとすると、いずれは私立幼稚園も全園が認定こども園に移行しなくてはならないような体制に陥っていくのではないかと懸念が残りました。もちろん認定こども園を否定しているわけではありませんが、幼稚園へ通わせるという選択肢が今後も保障されていくようお願いしたいと思っています。

会長 : そこについてお考えのある方はいますか。

事務局 : 来年の4月に予定されています新制度では国の大きな柱として、一番最初に「認定こども園の普及」を掲げていまして、自治体はそれを無視できないということがあります。しかし、はたして今の幼稚園の利用状況や保育ニーズの状況を踏まえますと、どこまでこども園化が進むかは疑問が残ります。もう一つ、子どもの数の問題があり、区では未就学児が毎年1,000人ずつぐらい増えています。この子ども計画は10年間を期間としていますが、あと5年ぐらいは今と同じような状況が続くのではないかと考えています。しかし、10年後には世田谷区でも未就学児が減少していくという人口予測もありまして、そういう意味では世田谷区もいつかは、この全国を対象にしている新制度を上手に活用していかなくてはいけない時期がくるかもしれません。この10年の間にくるかもしれないので、こういった計画内容の記載としております。今、お話がありましたように世田谷区ではこの幼稚園について、1つのステータスとしていまして、区が色々なことを進めるうちに急に全てをこども園に移行させるとか、そういうことは考えていません。また、待機児童が全国一ですので、こちらをなんとかしないことにはその先はないと思っています。

委員 : 今はまず保育園の整備、というのはすごく分かるのですが、子どもたちは1年すれば1歳になり、また1年すれば2歳になります。5年後、今0歳の子どもたちが5歳になった頃には、また次の新たな課題がやってくることで予想されますので、保育園の整備ももちろんですが、それとともに幼稚園のあり方と重点的な支援を検討してほしいと思います。子どもの生きる場所として、保育の図というところでも幼稚園のことが何も書かれていないので、保育園のことだけを世田谷区は重点的にやっているというように見えてしまいます。私の娘はまだ2歳ですが、保護者としてはその点がとても不安になりました。

会長 : たしかに図を見ると正式な施設名で書いてあり、これが何を意味しているかということは、読んだ人はちょっと分かりにくいですね。たとえば「施設型給付施設とは何だろう」となります。中身の説明がしてあると、またイメージが変わるかもしれません。

では、次にいかせていただきます。保育料について、事務局より考え方を説明していただきたいと思います。

(2) 子ども・子育て支援新制度の給付施設・事業にかかる保育料(案)について

事務局 : それでは資料6をご覧ください。このあと資料7として利用調整の件がございますが、この両方の件について、この子ども・子育て会議で主にご議論いただく内容としては、今回この計画の中に盛り込まれていますが、支援事業計画の内容、特定教育保育施設や特定地域型保育事業の確認にあたっての利用定員についてご意見をいただくといったことが主に法律で定められたこの会議の役割となります。新制度の施行にあたりまして、区民の皆さんの関心が非常に高いのが、保育料がどのように変わっていくのか、それから認定こども園や新制度の対象となる保育所等の利用調整がどういったポイントの付け方になるか、ということです。今日は現在の区の検討段階のご報告をさせていただきます、ご意見を頂戴したいと思います。まず資料6ですが、保育料につきましてはまだ条例の案文がまとまっていませんので、今日は条例案に付ける予定の、別表の保育料の表をお配りしています。資料は3つに分かれていまして、まず別紙1です。こちらは「国が定める利用者負担の案」ということで、国が5月末に公定価格を出しました。公定価格というのはそれぞれの施設を運営する事業者が運営に必要とされる金額で、利用者負担と給付額から成ります。給付については、一人ひとりの子どもに対する個別給付の積み上げを代理で受け取るという方式となっています。公定価格とあわせて国から利用者負担のイメージ案ということで、曖昧なかたちで出されています。その後、7月末に少し追加されたかたちで出されていまして、その内容をこの別紙1としてまとめています。3種類の表があり、1号、2号、3号それぞれの利用者負担の案を国として示しています。そして国はこれを上限として各区市町村で決めなさいということを示しています。自治体も非常に困っていて、この金額が後で変わると困るので、質問が様々な自治体から出ました。国の説明としては、最終的には国の27年度の予算の中で確定していくことになるが上限額については変更しない、と固くおっしゃっていますので、おそらくこの金額は変わらないのだろうと思っています。私どももなるべく早く保育料を確定して、区民の皆さま、事業者の皆さまにお知らせしたいと思っ

ています。第4回区議会定例会が11月末から12月にかけて開かれますが、そこに条例案を提案したいということで作業を進めてまいりました。別紙1の国の利用者負担案をご覧くださいますと、1号認定につきましては現在国の就園奨励費の助成の収入がございますが、それも考慮した上での保育料を設定しております、0円から2万5,700円を設定しています。それから2号認定の保育料につきましては、左側が現行基準の保育料でして、右側の表が新たな保育料表ということで、金額そのものは変わっていません。ただ、大きな変更がありまして、以降をご覧くださいればと思いますが、左側の現行だと所得税額となっておりますが、右側の新たな方は所得割課税額となっております。分かりにくくて申し訳ありませんが、これは世田谷で言えば特別区民税ということです。根拠となる税額が所得税から住民税に変わりますということです。金額そのものは変えておりません。それと、右側の利用者負担のところに保育標準時間とあり、これは11時間を最大利用時間とする区分になります。これと最大利用時間を8時間とする保育短時間利用という区分がございます、こちらは標準時間の保育料から1.7%安くした金額になっています。裏面の3歳未満が該当する3号認定ですが、こちらについても同じような考え方で所得税から住民税に、負担の根拠となる税額を変えております。

別紙2をご覧ください。こちらが今、世田谷区が考えている1号認定の保育料案でして、先ほどの国の基準を左側に記載しています。真ん中に負担軽減とありますが、これは現在私立幼稚園に通われている方の月額保育料の負担軽減補助額を記載しています。東京都負担分と区負担分、それぞれ所得に応じて補助額が決まっております、こういった補助をしております。これらを総合的に勘案しまして、国の示す上限額の利用者負担額案から現在の保育料の負担軽減補助の額を引いて、右側にあります私立幼稚園等の保育料額を設定しております。

私立幼稚園等と記載しておりますが、実際は今、区内に認定こども園が4園ありまして、その中の幼保連携型の2園と幼稚園型の1園が該当しています。それから私立幼稚園の中でも1つの園が来年の4月に新制度の特定教育・保育施設に移行したいということで準備をされていますので、この表が適応されるのは計4園ということになります。多くの私立幼稚園は今までどおり、それぞれの園が決める保育料となります。具体的な保育料は、4,600円から一番高い階層で1万8,700円となっています。カッコの中が第2子の保育料でして半額となっています。それから、一番右側に区立幼稚園の欄があります。区立幼稚園は現在一律1万円の保育料でして、所得に応じて保育料を補助しております。今回は区立幼稚園も新制度の特定教

育・保育施設に該当してまいりますので、新たな条例で保育料を決めることになるのですが、その際ほかの特定教育施設とのバランスも考慮しまして、D 階層までを同じ保育料としております。E 階層、F 階層につきましては、区立幼稚園はこれまで1万円を上限としていますので、今回の新制度の切替え時の値上げについては、区民の理解が得られないということもあり、区立幼稚園は1万円を上限として設定しております。

続いて、別紙3をご覧ください。3つの表を記載しております、一番左側の表が現在の認可保育園の保育料です。真ん中の表が新制度施行後、27年4月以降に適用したいと考えている保育料、右端が先ほどの国基準の利用者負担となっています。太線で囲って太字になっているところが変更箇所です。保育料そのものの額は、昨年7月に平均9%の引き上げを行っていますので、額については今回そのままとしています。年齢の区分につきましては、国基準ですと3歳で区切る2段階となっています。区では現行、3歳未満と3歳と4歳以上の3段階としておりまして、その年齢区分もそのまま継続したいということです。

世田谷区は所得階層をD1～D30と、所得がある世帯について、きめ細かく分けて相応の負担をお願いしております。この階層区分はそのままとし、左側の現在の所得税を基本とするものから右側の住民税の所得割課税額に変更したいと考えています。所得税と住民税では課税の仕組みが異なります。皆さんから住民税として10%いただいておりますが、そのうち4%は東京都、区の特別区民税は6%でして、これは所得が少ない方も多い方も一律6%になります。所得税は0%から45%までの累進課税になっています。さらに政策減税というか、控除などもいろいろその年によって変わることがございます。そういうことがありますので、左側の所得階層を右側の階層にまったく変化のないように移すことは非常に難しかったです。区でも様々なシミュレーションを行い、現在の所得階層区分にもっとも近いようなかたちをとっています。特に所得の低い階層については、現状とほとんど同じ階層になるように設定をしております。それともう一つ、現在の保育料の階層にはC階層がございます。B階層、C階層ともに当該年度非課税の世帯なのですが、前年度に住民税がかかっている世帯については、C階層として2,000円、2,500円、3,200円の保育料をいただいております。今回、国の基準に合わせまして、当該年度非課税であれば、全てB階層とし、C階層は無くすという案です。一つ大きな問題として、年少扶養控除があります。所得税では23年分の所得税から年少扶養控除が無くなっています。住民税では翌年の24年分から無くなっているのですが、所得税について年少扶養控除が無くなった際に、厚生労働省が

ら、「保育料に影響が出て、階層がいくつか上がり、保育料があがることになりましたが、各自治体で年少扶養控除があったものとして再計算しているですよ」という通知があり、多くの自治体で、世田谷区もそうですが、年少扶養控除があったものとして保育料を算定してきました。今回は国が考慮しないという考え方ですので、国の考え方にあわせたいと思っています。しかし、国も混乱を避けるために、「ただし」ということで新制度施行後においても今在園している方については、年少扶養控除があったものとして取り扱いなさい、という考え方を示しています。したがって、今在園されている方についてはこの所得階層を決めるにあたっては、根拠は住民税に切り替わるのですが、今まで通り年少扶養控除があったものとして考えています。新規に4月から入園される方については、国の考えどおり所得階層を決めさせていただきたいと考えています。こういった案を検討しており、11月の区議会に提案をしていきたいということです。

会長 : 今ご説明いただきました。変更はありましたが、実際の保育料になるべく変化が起こらないように対応していくということです。ここで決めるということではありませんが、ご意見があればうかがいたと思います。

委員 : 今、事務局から丁寧な説明があったのですが、この表と今の説明だけでは完全に保育料算定の根拠が理解しきれないので、再度おうかがいさせていただきたいと思います。

まず1つは、利用者負担に関する負担軽減についてです。各保育料の利用者負担に対する負担軽減については、細かいことは今の算定の話等、いろいろあるようですが、施設型給付の私立幼稚園及び保育所、認定こども園については、願わくば負担軽減率は公平に同率であるということが非常に重要なことであろうと思っています。保育料の金額はもちろんかかるコストによって変わってくると思いますが、負担軽減の率は、等しく同じであるということが、利用者負担という点においては公平ということではないかと思っています。ただし、利用実態などさまざまなことを加味した上でのことです。先ほどお話がありましたように、私立幼稚園の中では3つの認定こども園の移行と、1つの私立幼稚園が施設型給付園へ移行するというところで、これはわたしたちも私立幼稚園協会の話と取られるかもしれませんが、実態は、一番変革・変更を強いられているところが私立幼稚園の施設型給付に移行する方々です。これは件数が多い・少ないではなく、きちんとご配慮いただきたいし、法律に適したかたちでの公平性をきちんと担保していただくように今後もお願いしたいと思っています。

それから具体的な金額について、例えば区分がF階層では利用者負担が2万5,700円で、負担軽減は7,000円となっています。これは概ねご説明が

ありましたが、就園奨励費の折り込み分を引いた額とお見受けしますが、そもそも公定価格自体の設定が、都市部の幼稚園では公定価格ですべての運営をこなすことが、現行の保育園料水準、入園料水準から申し上げて非常に難しい点があることを、区もご理解いただいていることかと思えます。今まで私立幼稚園を利用する保護者に助成されていた入園料補助の部分なども、新制度に移行し入園料が取れなくなるのであれば、上乘せ調整にならないように、36ヶ月で割った額を月々の保護者負担から減額していただくなど、そういった配慮もご検討いただけないかと思っています。このあたりは子ども・子育て会議の場で申し上げることか分かりませんが、そういった状況も各委員の皆さま方にはご理解をいただきたくお話をさせていただきました。

また、東京23区の私立幼稚園の保育料の水準が、ある程度実態調査で出ているわけですが、ここに公定価格を適用していくと、今までの私立幼稚園の運営コストに追いつかないと、ずっと指摘されているところです。東京都の負担ならびに区の負担につきましても、できる限りの水準を保っていただけるようお願いをしたいと思います。これは現行の私立幼稚園や認定こども園が直面している大きな問題になっています。詳細につきましては、資料等出させていただかないと各委員にもご理解いただけないと思いますが、一番影響を受ける組織、施設として、今後もこの場でご発言をさせていただくこともあるかと思えます。軽減の率の公平性の点につきましては、ご配慮いただき、移行する園の保育料の件につきましては、恐縮ですが再度行政としてご説明をいただくと同時に、今そういう局面を抱えているというこの変革の部分子ども・子育て会議の各委員にもご理解をいただきたいと思います。

会長 : ありがとうございます。公的予算での負担の部分と、それから実際経営する部分ということで、両方見ていかないといけないというご指摘がありました。もう1つは公平性ということかと思えます。何か今のご意見について事務局からありますか。

事務局 : 一部新聞報道には認定こども園の返上の話題がありましたが、先ほど申し上げましたように世田谷区では返上の動きはなく、来年度の新制度に向けて準備を進めていただいております。公定価格と実態の乖離については、国でも認定こども園の場合、園長が今2人いる実態を踏まえ、両園長分にかかるコストを公定価格として見ますよ、ということも言っており、少し改善が図られてきたようです。しかし、現在の私立幼稚園の経営の基盤となる収入の構造と新制度に移った場合は大きく異なっています。保育料はその一部なのですが、全体の給付費がどうなるかということは、区でも国

や東京都の予算編成の状況を注視しています。今、委員がおっしゃったようなことを踏まえまして、新制度に移っていただいた園が、安定した経営できるような基盤が確立できるようがんばっていきたくと思っています。すいません。先ほど少し説明が漏れましたので、補足いたします。

別紙3ですが、この表のほかに、短時間保育料として、標準時間保育料から1.7%を引いた保育料表もつくることとしています。また、この保育料が適用されるのは、区内の特定施設・事業を利用するお子さんだけでなく、区外の施設を使った方の保育料もこちらの表のとおりとなります。それから、先ほど認定こども園の4園のうち3園が適用されると申し上げましたが、地方裁量型のこども園についても、こちらの保育料が適用されることとなります。

委員 : ありがとうございます。現行私立幼稚園の実態調査から言いますと、180人規模の平均的な幼稚園について、公定価格試算が2万9,000円ちょっととなっていて、現行の私立幼稚園では大体5万円前後となっています。したがって、最低でも2万円ぐらいの差額が運営のコスト負担として出てくるのではないかとということが懸念されています。これは1号の幼児教育特定の話です。このあたりはについて、今、事務局よりお話がありましたが、公平性ということをご配慮をいただけたらと思います。

(3) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う利用調整について

会長 : 新制度下における利用調整に関しての考え方の説明をお願いしたいと思います。

事務局 : 資料7をご覧ください。今は入園選考と言っていますが、新制度では利用調整という言葉に変わります。主旨は記載のとおりでして、2の基本的な考え方にありますように、児童福祉法で利用調整を区が行うこととされています。現在の入園選考の様々なポイントの付け方については、委員の皆様様に配布しております「保育サービスのごあんない」の冊子の中で記載してあります。16~17ページになります。現在のポイントの付け方というのは、世田谷区が長年に渡って議論を積み重ねて設定したものです。毎年9月にこの冊子をお配りできるようにしていますので、入園を希望される保護者の皆さん方は、早めに入手されまして、いろいろ研究をされていますので、区民の方は概ね共通に理解されている内容となっているかと思えます。今回、国の考え方の中で、いくつか検討しなくてはいけないことが出ていますので、これまで区民の方から寄せられている様々な意見を踏まえまして、新たな利用調整の基準を確立していきたくという主旨です。実際に新たな基準を適用するのは、3に記載がありますように来年の5月1

日から保育の利用を申し込みされる方です。利用調整の対象となる施設は4に記載のとおりです。5に、検討の課題ということで、まず、国の考え方を記載しています。国は「保育を必要とする事由」、「保育の必要量」これは標準時間と短時間がございませぬ。そして「優先利用」という3つの要素を掛け合わせて、自治体の方で運用しなさいという考え方を示しています。この中身は、先ほどの「保育サービスのごあんない」の16~17ページと見比べていただきますと、ほとんどの項目が現在も考慮されているかたちとなっておりますが、いくつか新たに検討しなければいけないことがあります。新たに検討すべき項目として2ページ中段に記載してございませぬ。虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得時にすでに保育を利用していること、保育短時間認定の最低就労時間、子どもが障害を有する場合、小規模保育事業などの卒園児童、同居の親族が保育できる場合、これらをどのように考えるか整理しなすてはいけません。

(2)には、これまで区に寄せられた様々な意見・要望等をまとめております。まず、イ)保育の実施基準に関することです。派遣労働、契約社員の方など、就労時間が1年を通して安定していない、変更が多いという場合、過去3カ月の実績を提出いただいて就労時間の判定をしているのですが、有給休暇や看護休暇がないため、たまたま子どもが病気をしたので就労時間が少なかったというケースがあります。本来、契約上はフルタイムなのに、フルタイムですと50点なのですが、就労時間の長さにより40点、35点としか判定されず、入園ができないというご意見をいただいております。それから、自営業には育児休暇制度・育児短時間勤務制度がないので、育児の時間を勤務時間として考慮されないため、サラリーマンの方に比べて不公平であるというご意見をいただいております。また、未成年の出産が1年間に7,800人程度の出生があるなかで、30人ぐらいあるのですが、未成年の方が子どもを保育園に預けたいという場合でも、就労していない場合ですと、点数がつかないことから入園できないのですが、そういう場合でも、未成年は優先させるべきではないかというご意見もあります。

里親の方でも複数子どもを預かっている場合があり、1人は保育園に入りたいというケースもございませぬ。あるいは一番下に記載があります育児短時間勤務や育児のための勤務日数減の扱いですが、これも特別な法律ができてきて、今大企業では子どもが小学校3年生までですとか、公務員の場合だと大体小学校に上がる前までですとか、どこの企業でも少なくとも3歳まではそういった制度が整ってきています。「保育サービスのごあんない」に申込書等がついているかと思いますが、この申込書の一番後ろのページに「入園申込みに関する重要事項の確認」という欄があります。こち

らの中ほどに、育児休暇を取得または予定している方、育児短時間勤務の取得を予定している方、という確認のチェックしていただいています。仮に、自分の勤める会社は小学3年生まで育児短時間勤務が取れるので、子どもが4歳、5歳、さらには小学校に上がってから育児短時間勤務を取得し続けたいという方は、今の仕組みでいきますと5歳になったときに短時間後の勤務時間で選考するという仕組みになっています。この基準については親の会さんから、撤廃の強い要求をいただいています。

続いて3ページですが、ロ)は調整基準に関することです。自営業の方等からは育児休暇明けの加点が得られないので不公平だというご意見をたくさんいただいています。それから在園児がいる場合の加点についてのご意見も多数ございます。

ハ)は同一指数世帯の優先順位に関するご意見です。先ほどの冊子の16～17ページに戻っていただきまして、こちらは、左側が実施基準、右側が調整基準となっています。さらに、同じ点数になった場合の優先順位が17ページの下に記載してありまして、第2段階として階層低位順とあります。所得税の税額の低い順に入っていただくとしています。ほとんどの方がこの第2段階で決まっています。かつては、階層低位順は第4段階だったのですが、平成21年から第2段階へ繰り上げまして、実質的に第3、第4段階はございますが、税額がまったく同じ人というのはあまりいらっしゃいませんので、第2段階で決まってしまうのです。ですから、第3、第4段階を設けていても意味がないのではないかと、いったご意見もいただいております。

ハ)の2つめですが、区民である期間が長い方を優先するべきではないかというご意見です。これは保育料の見直しの説明のときにも、複数件いただいているご意見ですが、生まれてこの方世田谷区民の人からのご意見でした。40歳を過ぎて子どもが生まれ、年齢も高いので所得も高いため、最近転入した方に保育園の定員枠を奪われ、仕方なく遠い認証保育所に通っているのだから何とかしてほしい、といったご要望が出されました。区議会からも、そういった声を踏まえて、区民である期間が長い方を優先できないか、といったご意見もおうかがいしています。

それから、納税額が高い方とか、国は女性の管理職を30%にするというような方針を最近出されていますが、管理職、専門職として働いている女性を支援するという視点もあっていいのではないかと、いったご意見もございます。あるいは保育園の隣とか近くに住んでいる場合は優先してもいいのではないかと、いったご意見もございます。私たちは一生懸命日々の子どもの声など我慢しているのに、入れないのはおかしいのでは、というご意見

です。

これらのご意見・課題に対する検討案として、以下 13 番まで項目を設け記載しております。時間の都合により説明は省略しますが、ご覧いただきまして、ご意見等いただければ大変ありがたいです。

会長 : ありがとうございます。さまざまな意見が出されて、それに対して、それぞれこうしてはどうかという検討案が出ています。こちらについて、ご意見はありますか。

委員 : 新基準を適用するのは5月からということですが、新制度が始まって、短時間認定された方は、そもそも世田谷区ではほとんど入れないのではないかと思うのですが、短時間の枠というのはあるのでしょうか。また、「短時間認定されたあの人が入れているってことは何かあるのかしら」と思われてしまうようなことも出てくるのではないかと思います。そこは、とてもプライバシーに関わる問題なので、それをどのようにしていくか、という検討も必要かと思います。実際に短時間枠の確保については、保護者の方からよく聞かれます。

それからもう1つ、他市の説明会に行ったときにあった話なのですが、区は5月からなので、すぐに当てはまるか分かりませんが、来年以降、影響があると思いますので申し上げます。今、認可外に預けている人に加点がついていますが、例えばその施設が来年から小規模等に移行する場合には、認可施設・事業となるわけです。その認可外から認可に移る園に在園している方が、別の既存の認可保育所に移ることは、その市の場合では相当な理由が必要であると説明をしています。利用園が、地域型等の認可に移ったために、認可保育所に移れなくなるということを心配している方が多いので、そうした扱いも決めた方がいいのではないかと思います。

会長 : ありがとうございます。ほかに何かありますか。

委員 : 保育室とか認証保育所B型とかいうところでは、入園されるときに認可に入れる要件の方をお預かりしていますし、行政はそれも確認されています。しかし、卒園することがはっきり分かっているにもかかわらず、いざ卒園となったら、3歳でつなげないという現状もあります。それは、保育指針にしっかり謳われている保育の継続からもはずれることになりまして、お子さんの育ちからしても良くないことだと思います。0歳で入るときに、認可に入れる要件で入ることを、行政として確認をしているにもかかわらず、3歳で預けるところがなくなってしまいうということが現実として今までにありました。新制度ではそれがなくなるように、ぜひ2歳までの保育施設・事業の卒園児にはポイントをたくさんつけるなど、とにかく3歳でつなげることを考えていただけたらと思いますのでよろしく申し上げます。

委員 : いろいろ話したいのですが、時間がないので1つだけどうしても言わせていただきたいのは、今説明があった育児短時間勤務の取得で、5歳児クラスになっても短縮勤務を取得する場合、最初の申込みの際の内容によっては大変なことになるということです。これは親の会でも区からご説明をいただいておりますが、明確な理由としては、今実質的に退園者はいないという回答をいただいております、多少安心はしています。しかし、明文化されている以上はやはり不安が残ります。今後待機児が増えていって、実際に5歳で退園ということがあり得るとなった場合の子どもへの影響、親への影響ももちろんあるのですが、年長クラスで一番お兄さんとして楽しい時期に、退園になったときの子どものダメージというのはとても大きいと思います。あと親の会が出る意見としては、それによって転職を余儀なくされる場合があるのではないかとということです。要は、通勤時間が短いところに行かないと通えない、もしくは次の園に入れない、ということがあります。もう1点は、これは実際に聞いた話ですが、申込みをする際に窓口で「5歳児になったら短時間勤務をやめる」とした方がいいと促された親もいるとのこと。そうすると、全体の主旨が分からないままこの申込書を書いて、いざ自分が対象になったときに驚かれるということがあります。いずれにしても、この主旨全体が分かってなくて当事者になって初めて騒ぐ状態が実際起きています。そしてもう1つ起きているのが、この制度があることによって、短縮勤務をやめ、フルタイムに戻した方が何人かいました。さらに、一旦フルタイムに戻すのですが、子どもが小1となり学童を利用するようになると6時15分にお迎えに行くため、また短時間勤務に戻すというケースがあります。私も会社勤めが21年あったので分かるのですが、フルタイムをやって、短時間をやって、と繰り返すととても人事的な査定も含めてダメージは大きいかと思えます。ですので、これに関しては無くす方向でご検討いただきたいと思えます。これについては、本当に反対の人しか出会っていないので、よろしく願います。

会長 : ほかにいかがでしょうか。

委員 : 寄せられた主な意見および要望のところに、園の近くに居住する世帯を優先すべきであるという項目がありましたが、最初に聞いたときは、すごく勝手だなという印象を受けました。今、認可保育園を建設していて、近隣の方との調整の中で、説明会等に来ていた人の中からもやはり「近隣の人を優先に入れてあげた方がいいのではないか」というご意見があって、それを聞いたときも最初は勝手だなと思っていました。しかし、子ども計画の中にも外遊びを推奨する、外遊びの環境を整備するとありましたが、いろいろと地域の中でうまくやっていくということを考えたときに、やはり

近隣の人を優先に入れることで、今問題になっている子どもの声についての問題にも影響があると思います。なぜ子どもの声がうるさいのかと考えたときに、子どもが好きか嫌いかという問題もあると思いますが、やはりその子を知っているか知らないかということもすごく大きいと思います。近隣で、知っている子がその保育園にたくさん通っていると、運動会とかそういう行事も覗きたくなるし、知っている子どもの声だったらうるさいと思わないのではないかとということも感じておりますので、現在調整中の検討案の中には入っていませんが、近隣世帯に少し加点をするなどの調整をしていただけたら、地域の中で保育園がもっと経営しやすくなるし、子どももいきいき育つという意味では、大事ではないかと思っておりますので、検討をお願いします。

副会長 : この保育の実施基準や調整基準ですが、この問題はおそらく、こんな短時間の議論で済む問題ではないと思います。4年ぐらい前になりますが、私が苦情審査会をやらせていただいたときも、この問題はものすごく苦情として多いわけです。簡単なことを言えば、親が長時間働いている人、遠いところで働いている人、障害がある場合、病気の親がいる場合、働き始めようとしている場合、各家庭様々な状況を抱える中で、その優先順位がどこにあるのかは、簡単に決められることではないわけです。この議論をする前にも、例えば資料の中に載っていますが、「申込児以外の兄弟姉妹が在園中」の人はプラス5となっています。既に世田谷区の場合には、最初の子どもが入れば何人でも産めるが、最初の子どもが入れなかったら1人しか産めないという、いわゆる保育園に入所できたかできなかったかということが子どもの数まで規定してしまうような状況も起きています。そういうある種の公平性をどう担保するか、今、委員がおっしゃっていた近隣の子どもへの配慮もそうなのですが、結局何が一番の優先順位かということを決めるのは、もっと慎重な議論をしなければいけないと思います。しかし、今回ここで十分な議論をする時間はとれないわけです。近いうちこのことについてはもっと抜本的に議論しなければいけないと、私は思っています。それを前提の上で、今回はあまりいじらないで、このところを承認せざるを得ないのかなと思っていますが、多分、区民の方からすれば、何度もこれを苦情として出している事実があるということをおきたいと思っております。

会長 : ほかに何かご意見はありますか。

今日は現在検討中のものについてご意見を聞きたいということで、いろいろなご意見を出していただきました。それぞれ多様なニーズを持っている人からすると、私の意見はこういうことで、なんでこれが優先されないん

だということになると思いますが、行政として、そういう利害関係全体の調整をして、優先順位を付けざるを得ないということで、今まで様々なことが検討されて今の基準ができているのだと思います。しかし、時代や様々な状況、環境の変化によって、見直していかなければいけないこともあります。ぜひ他の委員からも、事務局の方にこんな視点も必要じゃないかということをお寄せいただき、それを踏まえて検討していただければと思います。

10分超過してしまいましたので申し訳ありませんでしたが、本日の議題はこれで終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

事務局：本日は貴重なご意見をたくさんいただきましてありがとうございました。子ども計画につきましても多くのご意見をいただきましたので、子ども計画答申案、もしくは案の段階で反映等、検討していきたいと思っております。最後に事務局より事務連絡をさせていただきます。本会議の議事録の取扱いについては、これまでどおりの手順で進めてさせていただきます。次回の会議ですが、日程は12月中下旬を想定しています。議題ですが、1つは子ども計画(第2期)の案についてを予定しています。もう1つは、本日の議題とできませんでしたが、新制度の施設・事業の確認にかかる利用定員についてご意見をいただきたいと考えています。本会議は以上ですが、委員よりチラシが配布されておりますので、こちらのご案内をお願いします。

委員：本日、各委員にはチラシを配布させていただいています。来年の4月から子ども・子育て支援新制度が始まるのですが、なかなか区民に伝えきれていないということで、内閣府に勉強会の開催を提案しまして、今回世田谷区と一緒に、新制度についてみんなで話し合う場として開催したいと思っています。よろしければ委員の皆さんもぜひご参加いただいて、これから世田谷区で子育てをする方々も含めて一緒に話し合っていけたらと思っています。どうぞご参加よろしくをお願いします。それから明日なのですが、子ども・子育て会議の区民版が、若者をテーマとして予定しています。場所は梅ヶ丘のパークホールで、今60名ぐらい集まっているのですが、中学生も参加してくださるということで、ぜひ若者と一緒にテーブルを囲んで、実際の若い人たちの声も聞きながら、世田谷の子育てについて考えてみたいと思っています。ご興味ある方はぜひお越しください。よろしくお祈りいたします。

事務局：以上をもちまして、第1回子ども・子育て会議および第7回子ども・子育て部会を閉会いたします。長時間に渡り、ありがとうございました。